平成28年度労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会

開催要綱

1. 目的

昭和47年に有機溶剤中毒予防規則(昭和47年労働省令第36号)、鉛中毒予防規則(昭和47年労働省令第37号)、四アルキル鉛中毒予防規則(昭和47年労働省令第38号)及び特定化学物質等障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)が制定されて以来30年余りが経過し、有害化学物質等のばく露環境下の労働者に対する特殊健康診断は定着している。

この間、わが国の産業経済社会の状況の変化や科学技術の進歩等により、化学物質によってはその取扱量や取扱い作業者数が著しく減少するとともに、作業環境の改善も進められてきた。これらの背景の下、スクリーニング検査としての意義が低下する検査項目がある一方で、医学・医療の進歩により追加する必要のある検査項目もあると考えられる。

一方、有害化学物質について、労働者の健康障害防止に係るリスク評価の結果、健康障害発生のリスクが高く、特殊健康診断が必要とされるものについては、離職者の健康管理の必要性についても検討を行う必要がある。

本検討会では、上述のような流れを踏まえ、労働安全衛生法に基づく特殊健康診断の項目等について、最新の医学的知見を基に見直しを行うとともに、離職者の健康管理の必要性について検討を行うこととする。

2. 検討内容

- (1) 有害化学物質等に係る特殊健康診断の項目等について(他の検討会の検討内容に属するものを除く。)
- (2) 健康管理手帳の交付に関することについて
- (3) その他特殊健康診断等に関することについて

3. 構成

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が、別紙の参集者の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には座長を置き、座長は検討会の議事を整理する。
- (3) 本検討会の参集者は、必要に応じ追加することができる。
- (4) 本検討会は、参集者以外の者に出席を求めることができる。

4. その他

- (1) 本検討会は、原則として公開する。ただし、個人情報、企業秘密情報を取り扱うなどの場合においては非公開とすることができる。
- (2) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室において行う。

平成 28 年度労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会 参集者名簿

圓藤 吟史 中央労働災害防止協会大阪労働衛生総合センター 所長代理

大前 和幸 慶應義塾大学医学部教授

〇櫻井 治彦 公益財団法人産業医学振興財団理事長

清水 英佑 中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター所長

祖父江友孝 大阪大学大学院医学系研究科社会医学講座環境医学教授

土肥誠太郎 三井化学株式会社本社健康管理室長·統括産業医

堀江 正知 産業医科大学産業生態科学研究所産業保健管理学研究室

教授

松岡 雅人 東京女子医科大学医学部衛生学公衆衛生学(一)講座教授

柳澤 裕之 東京慈恵会医科大学環境保健医学講座教授

(50 音順、敬称略)

(○は座長)